

財政健全化法による吉見町の 「健全化判断比率等(令和元年度)」を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の一部が平成20年4月に施行され、町の財政状況を判断するために設けられた「健全化判断比率」及び「資金不足比率」の算定及び公表が義務付けられました。平成21年4月からは、同法が完全施行になっています。

<健全化判断比率>

「健全化判断比率」とは、次の4つの比率のことです。それぞれの比率が「早期健全化基準」(黄信号)以上となった場合には「財政健全化計画」を、「財政再生基準」(赤信号)以上となった場合には「財政再生計画」を策定しなければなりません。

1. 実質赤字比率
一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
2. 連結実質赤字比率
全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
3. 実質公債費比率
一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
4. 将来負担比率
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

	吉見町の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—	20.00%	30.00%
実質公債費比率	6.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	16.9%	350.0%	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は、該当がないことから「—」表示となっています。

・実質赤字比率

一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率の該当はありません。

・連結実質赤字比率

全会計で実質赤字は生じておらず、連結実質赤字比率の該当はありません。

・実質公債費比率

令和元年度(H29~R1の3カ年平均)の実質公債費比率は、6.4%で、前年度と同じ数値となりました。

平成30年度(H28~H30) 6.4% 平成29年度(H27~H29) 6.3%

・将来負担比率

令和元年度の将来負担比率は16.9%で、前年度比7.3%の減少となりました。

平成30年度 24.2% 平成29年度 24.1%

<資金不足比率>

「資金不足比率」とは、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率のことで、公営企業会計の経営状況を判断します。「経営健全化基準（20%）」（黄信号）以上となった場合には、「経営健全化計画」を策定しなければなりません。

	令和元年度決算による数値			
	下水道事業 特別会計	農業集落排水 事業特別会計	公設浄化槽 事業特別会計	水道事業会計
資金不足比率	—	—	—	—

※いずれの会計も資金不足でないことから「—」表示となっております。

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率の該当はありません。

いずれの比率も早期健全化基準（経営健全化基準）を下回っており、吉見町の財政状況は健全であるといえます。